

第一節 東京芸術大学音楽学部附属 音楽高等学校

一 設 置

戦後の東京音楽学校では、まず旧学制に基づく幼少からの早期教育を念頭に置いた音楽学校案が出され、その後、新学制に基づく音楽大学案、音楽高校案などが次々に検討されていった。詳細については本書第一章をあわせて参照されたい。

昭和二十二年五月十六日の音楽学校教授会議事録より関連部分を掲載する。

議 事 録 22、V、16 12・30―13・30

高等学校（音楽学校の併置のもの）について

城多―司会をさせて頂きます。 一同賛成

城多―高等学校についてお願いいたします。

一同―

一、修業年限は三ヶ年とする。

一、本校に入学することを得るものは、中学校卒業者又は文部大臣の定めたところによって、之と同等以上の学力があると認められた者について試験の上、学校長が之を定める。

一、本校で教授する学科目及び毎週の授業時数は左の通りとする。

一、音楽・高等学校文科の教科科目に準ずる。

音楽は声楽・器楽（ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、フルーイト、オーボエ、クラリネット、ファゴット、ホルン、トランペット、トロンボーン、打楽器、ハープその他管絃樂及吹奏樂に使用する樂器）、作曲、の中心より一科目を専修せしめる。その他にピアノ（ピアノ専修する者を除く）音楽概論、合唱、合奏、ソルフエージュを課す。

授業時数は毎週三十時間として、音楽以外の学科目に毎週十五時間を、音楽に毎週十五時間をあてゐる。

入学を許可すべき者の音楽の専修科目の志望は次の如くする。

甲類――入学試験の場合、既に専修科目を選択し当該科目の銓衡を受けるもの。

乙類――入学試験に専修科目を選択することなく唱歌・器楽（本校にて教授するもの）によって音楽の素質の銓衡を受け、入学後一ヶ年の後に専修科目を選択するもの。

甲類入学者は入学後直に専修科目の学修を始める。乙類は第二年目より専修学科目の学修に入る、それまでの間唱歌・器樂により基本的な音樂の教育を行ふ。

（手書き）

（昭和二十二年度議事録 教務課）

昭和二十二年十月二十二日の教授会において、音楽大学に附属の音楽高等学校を設置するという案が審議された。同日の議事の詳細は、本書第一章参照。

一、名稱 東京藝術大學附屬音樂高等學校。

二、位置 東京都千代田区神田駿河台町、文京区湯島三丁目。

三、目的及使命

高等普通教育及び音樂の専門教育を施し兼ねて高等學校音樂教育の實驗學校とする。

四、修業年限

修業年限は三ヶ年とする。

五、生徒定員

一學年を四〇名とし、合計一二〇名とする。

六、教科課程

A.
必修教科

音樂

三〇單位

六
ソルフエージ

音樂史及概論 三

合唱六

合奏六

ピ
ア
ノ
三

實習六

一〇單位

國語
社會

五
〃

体操
九
〃

小計 五四單位

B. 選擇教科

五單位

漢文
五〃

社會東洋史
五
〃

西洋史
五
〃

人文地理 五〇〇

數學解析學(一) 三 //

幾何(一) 三 //

解析學(二)
二
〃

幾何(二) 二 //

理科物理 三 //

化學三〃

生物五

地學二〇〇〇

圖 画
五
〃

外國語 英 語 一五〇

佛語一〇〃

獨語一〇〃

小計 八八單位

單位總計 一四二單位

七、履修方法

a. 前項教科の中より、例えば左表の如く必修科に選擇科の

中より選んだものを加えてカリキュラムを作らせ履修させる。

単位合計	外国語(英語)	理科	数学	体育	社会科	国語	音楽 音楽概論 音楽技能練習	学 年	
								第一學年單位	第二學年單位
三〇	五		(解析學) 三	三	(一般) 五	四	一〇		
三二	五	(物理學) 三	(幾何學) 三	三	(西洋史) 五	三	一〇		
二九	五	(化學) 三		三	(人文地理) 五	三	一〇		
九一	一五	六	六	九	一五	一〇	三〇	計	

b. 毎年三月及び九月定期試験を行ひ、その成績と平常成績を考查し単位を與える。

c. 各學年二五單位以上取得したものを進級させる。

d. 總計八五單位以上を修了した場合卒業を認める。

e. 専修科目は作曲、聲樂、器樂とし、器樂をピアノ、オルガン、ハープ、絃樂、管樂、打樂とする。生徒はその何れかを選び専修する。専修科目は所定の審議を経て変更することが出来る。

f. 音樂大學以外の大學への進學志望者は例えば左表の如くカリキュラムを作らせ、第二學年より必要な教科を履修させる。

単位合計	外国語	理科	数学	体育	社会科	国語	音楽	学 年	
								第一學年單位	第二學年單位
三〇	五		三	三	五	四	一〇		
三〇	五	五	三	三	五	六	三		
三〇	五	五	四	三	五	五	三		
九〇	一五	一〇	一〇	九	一五	一五	一六	計	

八、入學、休學、轉學、退學

1. 入 學

a. 入學志願資格は成規の學校教育を九年以上にわたつて學修した者及びこれに準ずる者とする。

b. 毎年三月音樂技術及び學科の試験を行ひ、内申成績及び身体検査を考查して入學者を決定する。

2. 休 學

身体故障のため欠席一ヶ月以上にわたる時は休學とする。休學は一ヶ年間以内とする。

3. 轉 學

身上の変化により轉學を必要とする者は申出によつて、これを許可することがある。但し年度末に於て之を扱ふものとする。

4. 退 學

- a. 身上の変化により修學繼續不可能なもの。
 - b. 學業不良にして成學の見込ないもの。
 - c. 當校生徒として不適當なる行跡があつたもの。
右の何れかに相當する者は退學させることがある。
- 九、學年、學期及び休日

- a. 學年は四月一日に始め、翌年三月三十一日に終る。
- b. 一學年を二學期に分ける。第一學期は四月一日より八月三十一日とし第二學期は九月一日より三月三十一日とする。

c. 休日は左のとほりとする。

- 1. 日曜日及び祝祭日。
- 2. 本校創立記念日。
- 3. 夏休み 七月二十一日より、八月三十一日まで。
- 4. 冬休み 十二月二十五日より、一月十日まで。
- 5. 春休み 三月二十一日より、三月三十一日まで。

十、職員

- a. 主事 一人(二級)
- b. 教諭(學科) 七人(二級四、三級三) 講師 五人
- 國語 一〃
- 社會 二〃
- 体操 一〃
- 數學 一〃
- 理科 一〃
- 外語(英語) 一〃

講師 五人

c. 教諭(音樂技術) 七人(二級四、三級三) 講師 一九人

作曲、音樂概論 一〃

聲 學 一〃

ピ ア ノ 二〃

絃 樂 一〃

ソルフェージュ合唱 一〃

作 曲 一〃

聲 樂 二〃

ピ ア ノ 四〃

オルガン 一〃

絃 樂 四〃

管 樂 七〃

d. 養護職員 二人

三 級 官 一〃

看 護 婦 一〃(囑託)

e. 事務職員 一〇人

事 務 官 一〃(三級官)

事務補佐官 三〃

雇 員 三〃

備 員 三〃

一一、寄宿舎及び保健施設

- a. 寄宿舎は生徒の約半數を容れるに足るものを將來設ける予定である。

b. 本校に養護室を設ける。養護室には養護職員を配属し、職員及び生徒の診断または治療をする。

二、賞 罰

a. 學業に勵精し成績優秀であつて品行方正な生徒はこれを表彰する。

b. 本校校則に背戾する生徒はその輕重に依つてこれを處罰する。處罰は誹責、停學、退學とする。

(『東京芸術大学設置申請書』)

昭和二十七年六月十九日の教授会議事録より関連部分を掲載する。

音楽学部教授会議事録

日時、昭和二十七年六月十九日(木) 午後一時

④「専攻科、附属高校設置案について」

教員養成をしているのにその実験学校がない。機会としては必要、又専攻科設置も必要、教科内容、授業時間、設備、教官等原案作成のため、山田、長谷川、田尾、矢田部、福井、下總の各教官が委員に選ばれた。辻教官にも出て貰う。

(手書き)

(『教授会記録 その(二) 昭和二十二年～二十六年』)

昭和二十九年に附属音楽高等学校が設置された後も、毎年のように教職員の増員、設備の充実などの理由で予算請求が行われている。昭和三十年度の概算要求関係資料を次に掲載する。

1. 要 項 11. 附属音楽高等学校設備等充実に要する経費

音楽家養成の早期教育と音楽学部教職教養課程の教育実習の必要から附属施設として音楽高等学校を設置され、これに要する教職員と諸設備は音楽学部の一部を充当して二十九年度から開校したが専修科目の授業はすべて個人教授であり、その他の科目についても学年進捗とともに不足を生ずる関係上、非常勤の教官をこれに充てて必要がある。又、普通学科等の諸設備については殆んど皆無であるから早急に整備致したくこれに要する経費を要求する。

2. 経 費

区 分	金 額	内 訳
經常 費	四、八七〇、四六〇 _円	一時間当り延
非常勤職員手当	三、八七八、〇〇〇	四〇〇円×九六五 _{時間} 三、八六五、〇〇〇 _円
校費	九九二、四六〇	内訳別紙(1)のとおり 内訳別紙(2)のとおり

(横書き) (『昭和三十年年度 概算関係書類』)

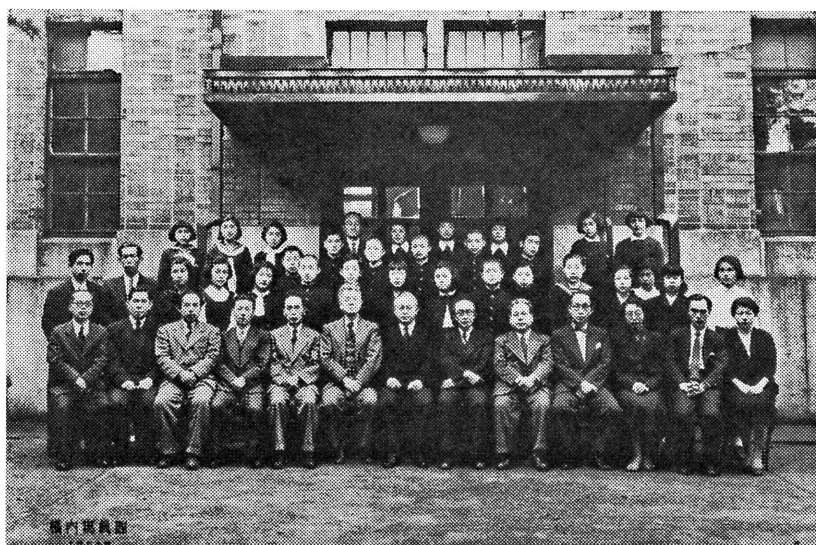
芸高(附属音楽高等学校の通称) 四十周年記念事業誌には、初代教頭の新野仁助が創設当時の思い出を語った文章が収められているのでこれを掲載する。

芸高創立の思い出

初代教頭 新野 仁 助

梅雨あけの待たれる頃であつたでしょうか、久し振りに梅谷進氏から電話を頂きました。

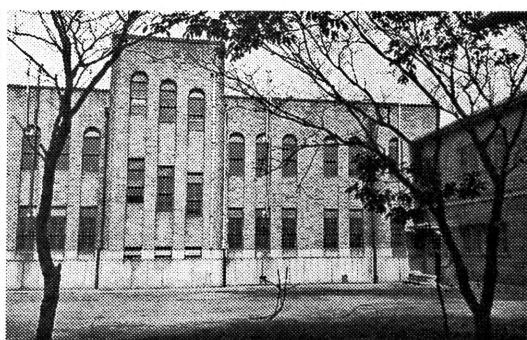
草創当時の集合写真



第1期生卒業式
(昭和32年3月)



登校風景，第1期生(昭和29.4.入学，昭和32.3.卒業)



草創当時の校舎

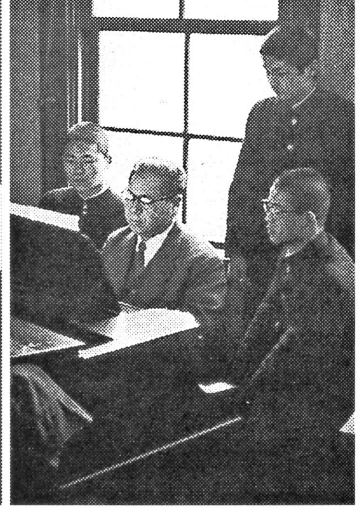
レッスン風景



小澤弘教官



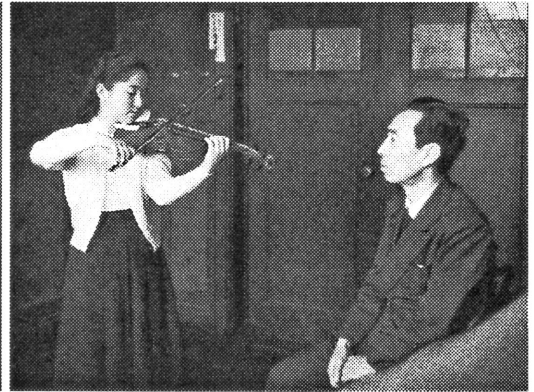
福井直俊教官



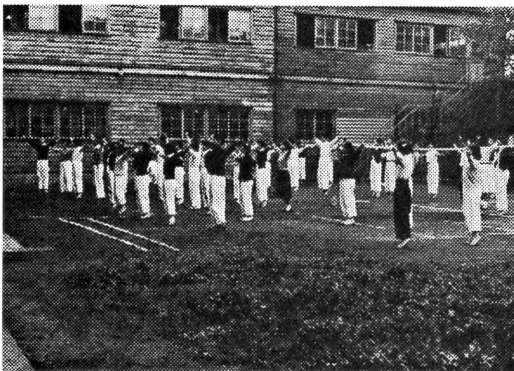
下總覺三教官



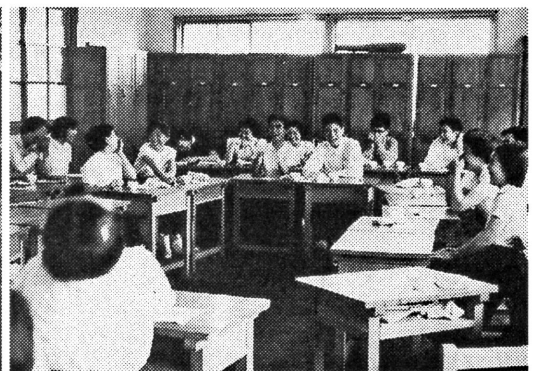
田村宏教官



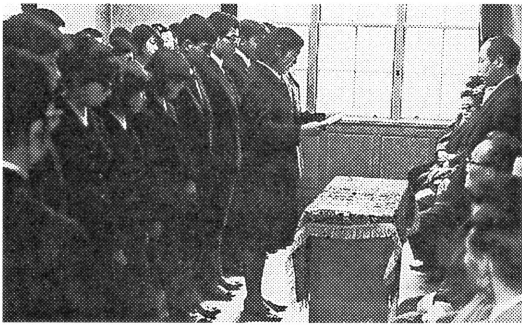
兎束龍夫教官



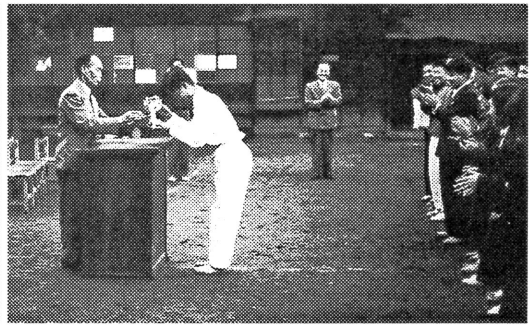
ラジオ体操，第3期生



教室風景，第3期生(昭和31.4.入学，昭和34.3.卒業)



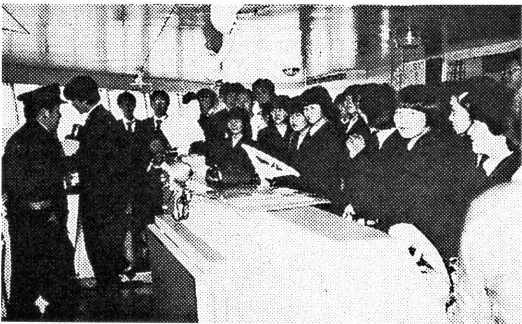
旧校舎最後の入学式，第13期生（昭和41.4.入学，昭和44.3.卒業）



運動会表彰式，第4期生（昭和32.4.入学，昭和35.3.卒業）



クリスマスパーティー，第9期生（昭和37.4.入学，昭和40.3.卒業）



修学旅行 青函連絡船，第25期生（昭和53.4.入学，昭和56.3.卒業）



クリスマスパーティー，第17期生（昭和45.4.入学，昭和48.3.卒業）



臨海学校（右）食事風景（昭和50年）（左）朝の体操（昭和53年）



校外合宿 マラソン大会 菅平，第27期生（昭和55.4.入学，昭和58.3.卒業）



第28期生 卒業式
（昭和59年3月）



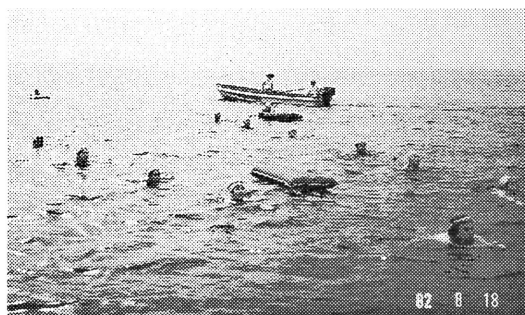
臨海学校（昭和54年）



休み時間，第26期生（昭和54.4.入学，昭和57.3.卒業）



臨海学校（昭和52年）



臨海学校（右：昭和55年，左：昭和57年）



臨海学校（昭和62年）



臨海学校 岩井海岸，第28期生（昭和56.4.入学，昭和59.3.卒業）



校外演奏会 富士五湖文化センター（昭和61年）



スキー合宿（昭和61年）



上越市演奏旅行（昭和47年）
指揮：金子 登

「芸高は本年創立四十周年を迎え、上野校地に完成する新校舎に移転の運びとなりました」とのお話に続き「つきましては記念誌に創立当初の思い出などお書き頂き度い」とのこと、腰痛で伏っていた私も当時のことが次々と脳裏をよぎり、書いてみましょうとお答えはしたものの、いざペンを取ると既に皆さんご承知の事ばかりではないかと、なかなか捗りません。

昭和二十九年四月、東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校が設置されましたことは、誠に喜ばしいことでありました。

唯一国立の音楽高等学校として通称「芸高」の存在は意義深く、創立四十周年を迎えるに相応しい教育の成果と共に大きな発展を遂げられましたことは、誠に面目度くご同慶の至りに存じます。

申し上げるまでもなく「芸高」の設立の目的は、学校教育法に基づいて、高等普通教育及び音楽に関する専門教育を施すと共に、音楽学部の教育計画に従って音楽教育の理論と実際とを研究し、その成果を挙げることであり関係当局の理解と援助のもとにその設立を見るに到ったものです。

この音楽高校の設立に最も熱心であった故城多又兵衛氏は、以前より音楽の早期専門教育を力説し、文部省との折衝に恐らく五年位かけられたでしょう、「僕は学校にいる時より文部省にいる時の方が長かったよ」とよく苦労話をされました。

その結果、予算をつけなくて良ければ高校の設立だけは認めようと云う文部省側の解答が昭和二十九年の設立であったのです。

その年、初代校長になられた城多氏と当時の事務局長町田氏から、この音楽高校の運営に協力するよう要請を受けた私は、お二人とは

昵懇の間柄、意を決して北海道学芸大学（注・昭和四十一年四月、北海道教育大学と改称を辞し、芸大に籍をおき、初代教頭をお引受けしたわけです）。

上京後早速に、校舎となるお茶の水の分教場に行って見ましたら、戦時中は防衛隊の本部が置かれていたと云うことで大部荒れていました、窓は錆び付いて開かず、机も腰掛もないので大学の倉庫から古いものを探してきて始めた授業、学校の設立が先きで校舎の準備が後廻しとなり、開校時の苦労も並々ならぬものがありました。

無予算で新設された芸高の運営は、スタッフはもとより経理面もすべて芸大の音楽学部依存するという状態でした。特に先生方は音楽学部一流の方々が併任教諭として指導にあたられ、生徒達は極めて恵まれた教育環境の中で学ぶことが出来ました。

開校と同時に父兄によって設立された響和会（後援会）は、翌年の昭和三十年八月、学生数の増加とカリキュラムの改訂等に基づき、文部省に陳情書を提出されたことがありました。

設置基準に示された教官の配置、講堂兼奏楽堂の増設、教授用楽器の整備などがその主なものでした。

音楽学部にと頼ると云っても限度があり、予算の獲得、学校の環境整備にと校長以下教官も生徒も父兄も一丸となって新芸高の興隆に力を注ぎ基礎を築いたと言っても過言ではないでしょう。

その甲斐があつて昭和三十六年度からは予算も正式に認められ、更に五年後の昭和四十一年八月には待ち望んだ講義室、実験室、レッスン室、大合奏及び体育室、小合奏室併せて十教室を持つ増築校舎の落成を見ることが出来ました。この時迄は私も文部省、大蔵省

など関係官庁をかけめぐったのでした。

長い間の念願を果たし得た満足感と生徒諸君と共に喜び合った感動は、今は得難い懐かしい思い出です。この二年あとの昭和四十三年三月国学院大学栃木短期大学に招かれ、芸高は退任いたしました。思えば期待されて合格した二十八名の一回生を始めとし四十年の歳月の流れと共に大きく成長し、各界で活躍される人々の姿を嬉しく思うと同時に来る五十周年に向かって、さらに大きく羽ばたくことを心から願ってやみません。

〔横組〕

〔創立四十周年記念誌〕東京藝術大学附属音楽高等学校 平成六年 二二―二二頁

二 校則、教育課程表、学年暦ほか

昭和二十九年三月に東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校が設置された。沿革を次に示す。

昭和二十九年三月 東京芸術大学附属音楽高等学校設置

〃 二十九年四月二十七日、二十八日 第一回入学試験

〃 二十九年四月三十日 第一回入学式、後援会として「響和会」発足

〃 二十九年五月六日 授業開始、同日を創立記念日と決定

〃 二十九年五月十八日 開校記念式典

〃 二十九年十二月七日 東京芸術大学附属音楽高等学校校則制定

〃 三十二年二月 東京芸術大学音楽学部附属音楽高校運営委員会規則制定

〃 三十二年六月 第一回卒業式（於 大学奏楽堂）

〃 三十八年六月 創立十周年記念式典および演奏会開催

〃 四十一年八月 増築校舎落成

〃 四十九年十一月

〃 五十五年七月

〃 五十九年十月

創立二十周年記念事業

卒業生父母の会「響親会」発足

創立三十周年記念事業

東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校校則の制定、改正は以下のとおり。なお、丸数字の順にそれぞれの資料を後掲している。

制定または改正年月日

昭和二十九年十二月七日

① 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校学則制定

〃 三十一年六月十五日

② 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校学則改正

〃 三十二年二月八日

③ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会規則制定

〃 三十三年一月二十四日

④ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校学則改正

〃 四十年一月二十二日

⑤ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会規則改正

〃 四十五年六月十六日

⑥ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会規則改正

〃 四十七年四月二十日

⑦ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校学則改正

〃 四十七年七月二十日

⑧ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会規則改正

〃 四十八年二月十五日

⑨ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会規則改正

〃 四十九年十二月十九日

⑩ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校長選考規則制定

〃 五十年四月一日

⑪ 東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校